４　家屋又は家屋の部分が、次の各号に掲げる構造の区分に応じ、特定修繕を行った日において建築後から当該各号に定める年数を経過している場合には、当該各号に定める年数を当該特定修繕を行った日において当該家屋又は家屋の部分が建築後経過した年数とみなして、前項の規定を適用する。

一　木造　三十年

二　組積造　三十五年

三　鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造　五十年

５　増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に第一項及び第二項の年数の始期が異なる部分が存する有料宿舎については、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期をもつて当該宿舎に係る当該各項の年数の始期とする。

（宿舎事情の報告）

第三十一条　各省各庁の長は、毎年五月一日現在の当該各省各庁における宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を明らかにした書類を作成し、同年五月三十一日までに財務大臣に送付しなければならない。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［項を加える。］

３　増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に前二項の年数の始期が異なる部分が存する有料宿舎については、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期をもつて当該宿舎に係る当該各項の年数の始期とする。

（宿舎事情の報告）

第三十一条　各省各庁の長は、毎年六月一日現在の当該各省各庁における宿舎の現況及び不足数その他宿舎を必要とする事情を明らかにした書類を作成し、同年七月十日までに財務大臣に送付しなければならない。

２　［同上］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和九年三月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第六条第二項の表及び第三十一条第一項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

（施行日前に特定修繕を行った有料宿舎の使用料の調整に係る経過措置）

２　この省令による改正後の規則第十四条第三項及び第四項の規定は、令和元年六月十四日以降に特定修繕（同条第三項に規定する特定修繕をいう。以下この項において同じ。）を行った有料宿舎について適用する。この場合において、施行日前に国が家屋又は家屋の部分について特定修繕を行った有料宿舎は、施行日の前日において特定修繕を行ったものとみなす。

○厚生労働省令第二十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十六、第三十条の十九第一項、第三十条の二十六の規定により準用する法第三十条の十六、第三十条の二十九及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（帳簿の備付け等） **第四十八条の十四**　法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び合否の別 四　（略） ２～４　（略）	（帳簿の備付け等） **第四十八条の十四**　法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別 四　（略） ２～４　（略）